責任開始の日を指定する場合の特則条項

（平成 27 年 10 月 2 日制定）

第１条（趣旨）

(1)この特則条項は、保険契約者が基本契約の責任開始の日を指定する場合の取扱いについて定めます。

(2)この特則条項は、保険契約者から、基本契約の締結の際に基本契約の責任開始の日を指定する旨の申込みがあり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。

第２条（責任開始の日の指定）

(1)保険契約者が、基本契約の締結の際に基本契約の責任開始の日を指定した場合において、会社が承諾したときには、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、その指定した責任開始の日から基本契約上の責任を負います。

(2)保険契約者は、本条 (1) により指定した基本契約の責任開始の日を変更することはできません。

第３条（特則条項を適用しない場合）

次のいずれかの場合には、この特則条項は適用しません。

①保険契約者が指定した責任開始の日の前日までに、主約款または特約条項の規定による保険契約者または被保険者に関する告知がなかったとき

②会社が、基本契約の申込みを承諾する前に第１回保険料相当額を受け取ったとき